

第58回コンソーシアム研修会「企業研究関シーズ発表会」

「植物工場に供する雨水利用システム」の展望



SANEI株式会社  
マーケティング部  
2022年8月3日

- 1. 雨水活用の背景
- 2. 植物工場に供する創造性
- 3. 雨水活用システムの概要

2022 SANEI CONCEPT [Think Life. Make Act. 行動しよう。未来のために。] ご紹介

「人類ある限り水は必要である」現代のサステナビリティにも通じる考えを、SANEIは企業のフィロソフィーとして大切にしてきました。水の循環にかかわる存在として、いつまでも人々の生活の憩いと潤いが続くように、2022年のSANEI CONCEPT[Think Life. Make Act. 行動しよう。未来のために。]私たちSANEIの挑戦が始まっています。



■背景

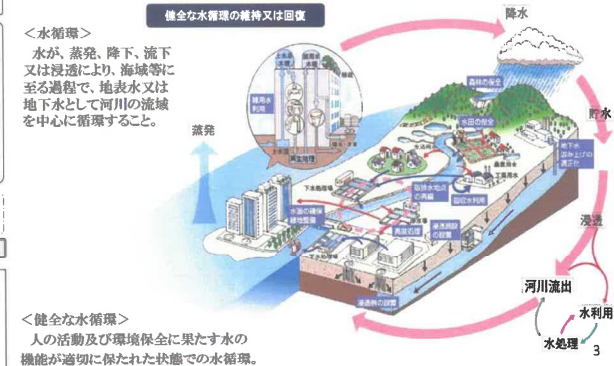
- **水環境を訴求する商品群をとらえたSDGSを定義した中には、節水・温暖化抑制（CO2排出抑制）に関する優位性を持った水循環・水再利用システム（以下本システム）がある。**  
当社では自然水を対象として商品の新規性が高い反面、リスク・課題の対策が必要となり迅速に妥当性を構築している。
- **本システムによる効果として、資源の枯渇対策、環境配慮や温暖化抑制として期待できる水再利用における水使用量の削減がある。**特に水使用の削減は、（現在公開されている水（水道水）の原単位0.54kg/m<sup>3</sup>・2022年7月付）CO2の発生を大きく削減させ環境負荷を低減させることが可能となり**環境共生住宅・施設・工場では必須な設備**となっている。
- **本システム商品を住宅に構築することにより企業のSDGSにおける社会貢献や顧客ニーズへの対応が可能となる。**  
なお、製品実現には**現行法規制、衛生性を順守等**を配慮した実現可能なシステムの構築が重要である。



■背景・水循環

水循環基本法の概要	
<b>目的（第1条）</b> 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること	
<b>基本理念（第2条）</b> 一水が、蒸発、降水、地下又は湧出により、循環し、異なる環境で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること 二水の循環は、健全な水循環の維持又は回復のための施策が積極的に行われなければならないこと	
<b>水循環の重要性（第3条）</b> 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることと認め、健全な水循環の維持又は回復のための施策が積極的に行われなければならないこと	
<b>水の公共性（第4条）</b> 水が国民生活の重要な資源であり、公共物の一種であることに鑑み、水については、その適正な利用が行われなければならないことと認め、健全な水循環の維持又は回復のための施策が積極的に行われなければならないこと	
<b>健全な水循環の定義（第5条）</b> 水の利用に当たっては、水循環に支障を及ぼさず、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと	
<b>流域の健全な管理（第6条）</b> 水は、水循環の過程において及びその過程において、その利用に支障を及ぼすものであることに鑑み、流域に健全な水循環を維持し、回復し、健全な水循環の維持又は回復に寄与する施策が積極的に行われなければならないこと	
<b>水循環に関する関係施策（第7条）</b> 健全な水循環の維持又は回復が国民生活の課題であることに鑑み、水循環に関する施策の推進は、関係が密接の下に一体的に行われなければならないこと	
<b>関係機関等との連携（第8条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第9条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第10条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第11条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第12条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第13条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第14条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第15条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第16条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第17条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第18条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第19条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	
<b>関係機関等との連携（第20条）</b> 関係機関等との連携及び協力を促進すること	

水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）



<健全な水循環>  
人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

**重点的な実現方策**

水道関係者によって「強靱」「連携」をもって取り組むべき方策  
 （3つの種別に分類し、15項目に区分）

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1 関係者の内部方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道施設のレベルアップ（強/特）※</li> <li>(2) 資産管理の活用（特）</li> <li>(3) 人材育成・組織力強化（強/特）</li> <li>(4) 危機管理対策（強/安）</li> <li>(5) 環境対策（特）</li> </ul> | <p><b>3 新たな発想で取り組むべき方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 料金制度の最適化（特）</li> <li>(2) 小規模水道（簡易水道事業・飲料水供給施設）対策（安/特）</li> <li>(3) 小規模自家用水道等対策（安/特）</li> <li>(4) 多様な手法による水供給（特/強）</li> </ul> |
|---|--|



- 2 関係者間の連携方策**
- (1) 住民との連携（コミュニケーション）の促進（特/安/強）
  - (2) 発展的広域化（特/強）
  - (3) 官民連携の推進（特）
  - (4) 技術開発、調査・研究の協賛（安/特）
  - (5) 圏際連携（特）
  - (6) 水源環境の保全（特）

**重視**

※目指すべき方向性のうち、どれにも合致するものを示す。( )内は、やや合致するものを示す。「安」は安全、「強」は強靱、「特」は持続をそれぞれ示す。

世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

